明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働八四）　一
○臨床工学技士法第十七条第一項に規定する指定試験機関を指定する省令の一部を改正する省令（同八五）　三

〔告　示〕
○検査対象外軽自動車の型式を認定した件（国土交通八一〇～八一二）　三
○原動機付自転車の型式を認定した件（同八一三～八一六）　四
○指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件（同八一七～八二〇）　七
○自動車の型式についての指定を取り消した件（同八二一～八三〇）　一〇
○自動車の型式を指定した件（同八三一～八六六）　一三
○自動車の装置の型式についての指定を取り消した件（同八六七～八七八）　一四
○自動車の装置の型式を指定した件（同八七九～八九四）　一四
○小型特殊自動車について製作廃止の届出があった件（同八九五）　一四
○小型特殊自動車の型式を認定した件（同八九六～九〇一）　一五
○小型特殊自動車の製作者の氏名又は名称及び住所を変更する旨届出があった件（同九〇二）　一五
○貨物自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針等の一部を改正する告示の一部を改正する件（同九〇三）　一五
○平成二十九年国土交通省告示第六百二十六号の一部を改正する件（同九〇四）　一五

〔官庁報告〕
官庁事項
人事院年次報告（業務状況報告）（内閣）　二四

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二四
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、弁理士登録関係　二三
地方公共団体
行旅死亡人関係　九〇
会社その他
会社決算公告　二四

省令

○厚生労働省令第八十四号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の一部の施行に伴い、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十四条第三項及び雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第二項の規定に基づき、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（再就職援助計画の認定の申請）	（再就職援助計画の認定の申請）
第七条の四　法第二十四条第三項の認定の申請は、再就職援助計画の作成又は変更後遅滞なく、再就職援助計画（様式第一号）に当該再就職援助計画に係る事業規模の縮小等に関する資料を添えて、当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出することによって行わなければならない。ただし、当該再就職援助計画が産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第二項に規定する認定事業再編計画（以下この条において「産業競争力強化法に基づく認定事業再編計画」という。）に従って実施する事業再編（同法第二条第十一項に規定する事業再編をいう。）若しくは同法第二十六条第二項に規定する認定特別事業再編計画に従って実施する特別事業再編（同法第二条第十二項に規定する特別事業再編をいう。）又は農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第十九条第二項に規定する認定事業再編計画（以下この条において「農業競争力強化支援法に基づく認定事業再編計画」という。）に従って実施する事業再編（同法第二条第五項に規定する事業再編をいう。）に伴う離職に係るものであるときは、当該資料については、	**第七条の四**　法第二十四条第三項の認定の申請は、再就職援助計画の作成又は変更後遅滞なく、再就職援助計画（様式第一号）に当該再就職援助計画に係る事業規模の縮小等に関する資料を添えて、当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出することによって行わなければならない。ただし、当該再就職援助計画が産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十五条第二項に規定する認定事業再編計画（以下この条において「産業競争力強化法に基づく認定事業再編計画」という。）に従って実施する事業再編（同法第二条第十一項に規定する事業再編をいう。）、同法第二十七条第二項に規定する認定特定事業再編計画に従って実施する特定事業再編（同法第二条第十二項に規定する特定事業再編をいう。）若しくは同法第百二十二条第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に従って実施する中小企業承継事業再生（同法第二条第二十九項に規定する中小企業承継事業再生をいう。）又は農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第十九条第二項に規定する認定事業再編計画（以下この条において「農業競争力強化